

帯広市ホームページ市民協働専用サイト掲載団体登録基準

1 目的

文化や福祉、環境保全、まちづくり、国際交流など様々な分野において、社会的、地域的課題に自主的、主体的に取り組む市民活動団体（NPO法人やボランティア団体など）の活動状況の情報を市民に広く提供し、もって市民協働の推進を図ることを目的とする。

2 登録対象団体

- (1) 社会的、地域的課題に取り組む団体
- (2) 市長が特に認める団体

3 登録対象外団体

次のいずれかに該当するものは登録対象外とする。

- (1) 営利を目的とする団体
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体
- (3) 暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体

4 登録該当活動分野

次の各号に該当する活動。

- (1) 保健、医療、福祉の増進
- (2) 社会教育の推進
- (3) まちづくりの推進
- (4) 観光の振興
- (5) 農山漁村の振興
- (6) 学術、文化、芸術、スポーツの振興、支援等
- (7) 環境の保全
- (8) 災害救援
- (9) 地域安全
- (10) 人権擁護、平和の推進
- (11) 国際協力
- (12) 男女共同参画社会の促進
- (13) 子どもの健全育成
- (14) 情報化社会の促進
- (15) 科学技術の振興、支援等
- (16) 経済活動の活性化
- (17) 職業能力の開発又は、雇用機会の拡充
- (18) 消費者の保護
- (19) NPO団体等の運営、活動に関する連絡、助言、援助
- (20) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として、帯広市が定める活動

5 活動拠点

活動の拠点が帯広市内にあること。

6 登録について

- (1) 登録を行う場合は、本基準に同意の上、帯広市(以下「市」という。)に「帯広市市民活動団体登録申請書」(様式1)を提出し、市の審査により、本基準を満たす団体については帯広市ホームページ掲載登録団体(以下「登録団体」という。)として承認する。
- (2) 虚偽の申請等の理由により、登録団体として承認する事を不適当と市が判断した場合は承認しない。また、承認後であっても承認の取消しを行う場合がある。
- (3) 登録内容に変更が生じた場合、または団体の活動を廃止および休止した場合には速やかに市へ申し出ること。

7 外部サイトへのリンクについて

- (1) 外部サイトへのリンクは、登録団体のホームページに限る。ただし、次のいずれかに該当する場合はリンクを行わない。
 - ア 特定の政治・宗教・思想等に関わるもの
 - イ 営業行為に関わるもの
 - ウ 公序良俗に反するもの
 - エ 特定の個人財産・プライバシーを侵害する内容又は誹謗中傷を含むもの
 - オ 犯罪行為に結びつくもの又は違法な内容を含むもの
 - カ 選挙の事前運動、選挙運動等に関わるもの
 - キ 不正アクセスやシステム停止などの障害を引き起こす内容を含むもの
 - ク 管理者が不明であるもの
 - ケ その他、市が適当でないと認めたもの
- (2) リンク先サイトの確認は定期的に行う事とし、万一、当初リンクしたものが前号のいずれかに該当する内容となった場合、登録団体の承諾の有無にかかわらず、リンクの解除を行える。

8 登録にかかる費用

無料とする。

9 登録の更新

随時登録団体の申請に基づき更新する。

10 登録抹消について

次のいずれかに該当する場合。

- (1) 活動を廃止および休止した場合
- (2) 登録対象団体等に該当しないことが判明した場合
- (3) 市に対し著しく不利益を与える場合

- (4) 第三者に対し、中傷、誹謗の行為が行われた場合
- (5) その他掲載がふさわしくないと判断できる場合

11 免責

- (1) 市および本サイト管理者は、理由のいかんを問わず、本サイトの提供が遅延し、中断又は停止したことに起因して、登録団体又は第三者が被った損害について、一切の責任を負わないものとする。
- (2) 市および本サイト管理者は、本サイトを通じて提供される登録団体の情報等に起因して生じた登録団体又は第三者の損害に対して一切の責任を負わないものとする。
- (3) リンクした外部サイトの内容は、外部サイト管理者の責任において管理されるものであり、市は外部サイトの内容について、また、それらの利用により生じた登録団体又は第三者のいかなる損害についても一切の責任を負わないものとする。

附 則

この基準は、平成24年10月1日から施行する。